

台風10号により発生した災害ごみの処理について

1 対象とするごみ

○台風10号を原因とし発生したごみ

市民生活に支障をきたす「ごみ」のみが対象

2 ごみ処理施設

○未来館・・・8:30～16:30まで

土曜日及び第2・第4日曜日は休み

燃えるごみ、粗大ごみ 等（木材については前田産業へお願い致します。）

○三宝保全・・・8:00～16:00（昼11時30分から13時は除く）

土曜日及び日曜日は休み

9月18日休み

建材、瓦・トタン・スレート 等

※石膏ボードは引き取れません

○前田産業・・・8:10～16:30（昼12時から13時は除く）

日曜日及び第2・4土曜日は休み

建材（タキロンやトタンは外すこと）・枝木 等

3 期間

令和6年8月30日～9月30日まで

4 その他

処理施設に持ち込まれた際に生じる費用のみが対象です。

運搬費用や、業者への委託料は対象外となります。

災害で生じたごみが対象ですので、それ以外の通常ごみは一緒に持ち込まないようにお願いします。